

平成18年11月29日  
総務省情報通信政策局  
地域放送課

## 米国におけるパブリックアクセスチャンネルの編集責任について

- 米国では、フランチャイズ当局が、ケーブルテレビ事業者に対し、チャンネル容量の一部を公共用、教育用または行政用として指定し又は使用することを要求することができることとされている。(1934年通信法第611条(a))

米国のケーブルテレビにおけるパブリックアクセスチャンネルは、この公共用、教育用又は行政用のチャンネル（以下「PEGチャンネル」という。）に含まれるものである。

※ 1984年ケーブルコミュニケーション政策法（Cable Communications Policy Act of 1984）により、1934年通信法に第6編としてケーブルテレビ関連の規定を追加し、州・地方自治体がフランチャイズの条件としてケーブル事業者にPEGチャンネルの設置を要求できる制度を導入した。

- なお、現行の1934年通信法においては、第2編に公衆通信、第3編に放送、第6編にケーブルという形で、サービスの種類別に規律されているところ、PEGチャンネルは、公衆通信ではなく、ケーブルサービスとして扱われている。
- このPEGチャンネルについて、ケーブルテレビ事業者は、編集権の行使を原則禁止されているが、わいせつ表現や下品な表現を含む番組については、編集権を行使して伝送を拒否することができることとされている。(1934年通信法第611条(e))
- このPEGチャンネルの編集責任については、わいせつな内容の素材を含まない限り、ケーブル事業者は刑事上及び民事上の責任を負わないこととされており(1934年通信法第638条)、放送されたPEGチャンネルの番組に対する民事上及び刑事上の責任は個々の番組提供者が負うこととなる。

【出典】 ・ 米国連邦通信委員会（FCC）ウェブサイト  
・ 「米国通信法対訳」 郵政省郵政研究所編 平成9年

## 参考 1934 年通信法抜粋

### SEC. 611. [47 U.S.C. 531] CABLE CHANNELS FOR PUBLIC, EDUCATIONAL, OR GOVERNMENTAL USE.

(a) A franchising authority may establish requirements in a franchise with respect to the designation or use of channel capacity for public, educational, or governmental use only to the extent provided in this section.

(e) Subject to section 624(d), a cable operator shall not exercise any editorial control over any public, educational, or governmental use of channel capacity provided pursuant to this section, except a cable operator may refuse to transmit any public access program or portion of a public access program which contains obscenity, indecency, or nudity.

#### 〔1934 年通信法第 611 条 公共用、教育用又は行政用のケーブル・チャンネル〕 抜粋

(a) フランチャイズ付与当局（自治体）は、特定のフランチャイズにおいて、チャンネル容量を公共用、教育用又は行政用として指定し又は使用することに関しての要件を、本条に規定する範囲内においてのみ、設定することができる。

(b)～(d) 略

(e) 第 624 条(d)項の規定に従うことを条件として、ケーブル事業者は、本条に基づいて提供されるチャンネル容量の公共用、教育用又は行政用の使用について、いかなる編集上の支配をも行使してはならない。ただし、ケーブル事業者は、わいせつな表現、下品な表現又は裸体を含む、公衆が提供する番組又はその一部を伝送することを拒否することができる。

### SEC. 638. [47 U.S.C. 558] CRIMINAL AND CIVIL LIABILITY.

Nothing in this title shall be deemed to affect the criminal or civil liability of cable programmers or cable operators pursuant to the Federal, State, or local law of libel, slander, obscenity, incitement, invasions of privacy, false or misleading advertising, or other similar laws, except that cable operators shall not incur any such liability for any program carried on any channel designated for public, educational, governmental use or on any other channel obtained under section 612 or under similar arrangements unless the program involves obscene material.

〔1934 年通信法第 638 条 刑事上及び民事上の責任〕 抜粋  
本編のいかなる規定も、文書誹毀、口頭誹毀、わいせつ、煽動、プライバシー侵害又は虚偽の若しくは欺瞞的な公告に関する連邦、州又は地方の法律その他類似の法律に基づくケーブル番組提供事業者及びケーブル事業者の刑事上及び民事上の責任に影響を及ぼすものとみなしてはならない。ただし、ケーブル事業者は、公共用、教育用若しくは行政用として指定されたチャンネル又は第 612 条の規定若しくはこれに類する取決めに基ついて取得されたチャンネルで伝送される番組については、わいせつな内容の素材を含まない限り、これらの責任を負わないものとする。